

商品概要説明書

変動金利定期貯金＜複利型＞

(2022年11月29日現在)

商品名	・変動金利定期貯金＜複利型＞												
ご利用いただける方	・個人のみ												
期間	・3年 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。												
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000円以上 ・1円単位												
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。												
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入後6か月間は預入時の約定利率を適用し、預入日から6か月ごとに、当JAが預入の際に提示するスーパー定期貯金または大口定期貯金の6か月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。												
手数料	—												
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率にJA所定の利率を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。												
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 6か月未満</td> <td>解約日における普通貯金の利率</td> </tr> <tr> <td>(2) 6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>(3) 1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>(4) 1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>(5) 2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>(6) 2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table>	(1) 6か月未満	解約日における普通貯金の利率	(2) 6か月以上1年未満	約定利率×40%	(3) 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%	(4) 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%	(5) 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	(6) 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%
(1) 6か月未満	解約日における普通貯金の利率												
(2) 6か月以上1年未満	約定利率×40%												
(3) 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%												
(4) 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%												
(5) 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%												
(6) 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%												
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金はJAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。												

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、お申込みいただきましたJAにお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。お申込みいただきましたJAまたはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） 民間総合調停センター（大阪府）※ ※JAバンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記JAバンク相談所にお申し出ください。</p>
その他参考となる事項	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>